

## ■参考資料

- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯
- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成
- 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の規則
- 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式
- 景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式
- 景観・市民遺産育成団体【平成23年2月28日現在認定団体】
- 市民提案の市民遺産【第1回景観・市民遺産認定会議認定の市民遺産】
  - ・太宰府の木うそ
  - ・八朔の千燈明
  - ・かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
  - ・芸術家 富永朝堂
- 文化遺産情報【抜粋】



## ■太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の経緯

平成21年 2月3日	第1回 策定委員会	●文化財保存活用計画の説明 ●太宰府市民遺産活用推進計画の説明
平成21年 9月1日	第2回 策定委員会	●文化遺産調査状況報告(速報) ●文化遺産の調査項目および整理方法の検討 ●今後の取り組みについて方向性の確認
平成21年 12月2日	第3回 策定委員会	●文化遺産データベースの作成と公開に関する検討 ●市民遺産の認定に関する検討
平成22年 3月8日	第4回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画の骨子の検討(1) ●歴史文化保存活用区域に関する考え方の検討
平成22年 8月11日	第5回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画の骨子の検討(2) ●太宰府市景観・市民遺産会議の検討
平成23年 2月2日	第6回 策定委員会	●太宰府市民遺産活用推進計画(案)の検討

## ■文化財部局実務者検討会

平成22年 9月30日	第1回 検討会	●用語規定の検討 ●太宰府市の文化財保護の取り組みについて検討 ●文化遺産からはじまる保護方針の検討 ●「文化遺産をそのものとして見守る」についての検討
平成22年 10月29日	第2回 検討会	●「文化遺産を文化財として保護する」についての検討 ●「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」についての検討 ●太宰府市民遺産提案方法についての検討
平成22年 11月25日	第3回 検討会	●太宰府市民遺産活用推進計画内容についての検討(1)
平成22年 12月27日	第4回 検討会	●太宰府市民遺産活用推進計画内容についての検討(2)

## ■太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会の構成

委員

◎西谷 正	九州歴史資料館 館長	
○森 弘子	福岡県文化財保護審議会専門委員	
赤司善彦	九州国立博物館 学芸部展示課長	識見を有する者
西山徳明	北海道大学大学院 教授	
宮本雅明	NPO法人都市・建築遺産保存支援機構 理事長(～平成22年9月)	
芦刈 茂	水城・御笠川を愛する会	
上田節子	九州国立博物館を愛する会	市民
古川謙太郎	太宰府市商工会青年部	
山本温子	NPO法人歩かんね太宰府実行委員	
伊崎俊秋	福岡県教育庁文化財保護課副課長	
小川博之	福岡県建築都市部都市計画課課長	関係機関
塩川正一	福岡県企画・地域振興部広域地域振興課地域企画監	
新納照文	太宰府市建設経済部 部長(～平成22年3月)	
齋藤廣之	太宰府市建設経済部 部長(平成22年4月～)	太宰府市
山田純裕	太宰府市教育 部長	

◎:委員長 ○:副委員長

# 太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会規則

平成 20 年 12 月 19 日

教委規則第 11 号

## (趣旨)

**第 1 条** この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の規定に基づき、太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

**第 2 条** 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市民遺産活用推進計画の策定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(平 21 教委規則 4・一部改正)

## (組織)

**第 3 条** 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

## (任期)

**第 4 条** 委員の任期は 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号の委員は、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

## (委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第 6 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(小委員会の設置)**

**第7条** 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員長が委員会の委員から選任する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に小委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

**(庶務)**

**第8条** 委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

**(委任)**

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成21年教委規則第4号)**

この規則は、公布の日から施行する。

# ○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則・様式 (様式は、太宰府市民遺産に関係するもののみ抜粋)

## 前文

私たちの太宰府市は、福岡平野の南端に位置し、宝満山や四王寺山などの山々とそれらに囲まれた御笠川が貫流する小平野からなる豊かな自然環境に抱かれた地である。そこでは古来より大陸文化の窓口となり多くの歴史環境が形づくられてきた。これらの自然環境、歴史環境は人々の生活が幾重にも積み重ねられることで、太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえのない財産となっている。

私たちは、これらの郷土の風景をいつくしみ、受け継ぐとともに、創造していくことが、自然と歴史と暮らしが調和した、魅力と活力のある住みやすいまち、百年後も誇りに思えるまちになると信じる。

そのために市民一人ひとりが主体となり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図り、市民、事業者及び市がそれぞれの立場や役割を理解し、連携、協働することを決意し、愛情と誇りあふれるまちの継承と創造を行うため、この条例を制定する。

### 【要旨】

本条例の基本理念を表すものです。

### 【解説】

本市の歴史的、地理的な成り立ちと自然環境への理解を深めるとともに「太宰府市景観まちづくり計画」で示した本市の景観形成の方針についてまとめたものです。

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、太宰府市における良好な景観の形成及び太宰府市民遺産（以下「市民遺産」という。）の育成に関する基本的な事項、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定の指針及び同法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とする。

### 【要旨】

本条は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の目的について定める規定です。

### 【解説】

この条例において、本市の良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する基本的な事項や景観法に基づく景観計画を策定するための指針及び景観法を施行するうえで必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観と

市民遺産の育成を図りながら、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 市民の共有財産である自然環境と歴史環境を保全育成することにより、太宰府の魅力ある景観を守り、創り、育み、生かすことをいう。
  - (2) 文化遺産 市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事又は市民遺産の基礎となる事物をいう。
  - (3) 市民遺産 市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産（文化遺産群を含むものとする。以下同じ。）及び文化遺産を保存活用する活動を総合したものをいう。
  - (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
  - (5) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
  - (6) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
  - (7) 路外駐車場 不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するものをいう。
  - (8) 緑化率 既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【要旨】

本条は、本条例で使用する用語の定義について定める規定です。

【解説】

良好な景観の形成、太宰府市民遺産及び文化遺産の定義は、「景観まちづくり計画」及び「景観計画」並びに「太宰府市民遺産活用推進計画」に基づく本市固有の考え方によるものです。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わ

ないよう努めなければならない。

- 4 市民は、市と協力して良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。
- 4 事業者のうち、建築行為等の設計若しくは施工を業として行う者又は土地若しくは建築物等の販売若しくは賃貸を業として行う者は、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、良好な景観の形成の推進及び市民遺産の育成を図るための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、その管理に属する公共施設の整備又は改善を行う場合には、良好な景観の形成及び市民遺産の育成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 市は、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。
- 5 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に係わる施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

【要旨】

これらの条は、市民、事業者、市の責務について定める規定です。

【解説】

景観や市民遺産を構成するものは、多種多様であり、良好な景観の形成及び市民遺産の育成を図るために行政だけではなく、様々な主体が参画する必要があります。そのため、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場で、良好な景観の形成と市民遺産の育成のために必要な責務を果たすよ

う、それぞれの主体ごとに規定するものです。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設置した団体に対し、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策について協力を要請するものとする。

【要旨】

本条は、国又は他の自治体等に景観まちづくりに関する施策について、協力を要請する規定です。

【解説】

景観は市域を越えて形成されなければならないことから、本市のみで景観まちづくりを進めても不十分です。

古代の太宰府は水城、大野城、基肄城などを一体として形成された羅城とも言われていることから、その広域的なまちづくりの発想を受け継ぎ、国や周辺自治体との連携による広域的な景観まちづくりが必要です。

そのためには、国や周辺自治体に対し、本市の景観まちづくりの施策への理解を求め、協力を要請していかなければなりません。

## 第2章 良好的な景観の形成

### 第1節 景観まちづくり計画及び景観計画

(景観まちづくり計画)

第7条 市長は、市民、事業者及び市の協働により景観施策を総合的かつ計画的に実施するための基本となる景観まちづくり計画を策定するものとする。

2 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）第2条別表に規定する太宰府市景観・市民遺産審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更したときは、これを告示するものとする。

【要旨】

本条は、「景観まちづくり計画」の策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

- 1 本市の景観施策を市民、事業者及び市との協働により景観施策を総合的かつ計画的に進めるため、「景観まちづくり計画」を策定します。
- 2 「景観まちづくり計画」を策定又は変更しようとするときは、あらか

じめ、公聴会の開催、説明会の実施等、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるとともに景観・市民遺産審議会の意見を聴かなければなりません。

3 「景観まちづくり計画」を策定又は変更したときは、告示しなければなりません。

(景観計画)

第8条 市長は、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画は、景観まちづくり計画に即して定めなければならない。

3 市長は、地域の特性を生かした景観の形成を推進するため、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）を市の全域とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

- (1) 山並み共生区域
- (2) 遺跡共生区域
- (3) 丘陵住宅区域
- (4) 賑わい区域
- (5) 平坦市街地区域

4 市長は、景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区（以下「景観育成地区」という。）とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

- (1) 人と遺跡の共存史地区
- (2) 天満宮と宰府宿地区

5 市長は、第3項各号の区域、前項各号の地区及び景観保全上必要な眺望点その他（以下「区域等」という。）について、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を当該区域等ごとに定めることができる。

【要旨】

本条は、「景観計画」の策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

- 1 景観法第8条第1項に規定する「景観計画」を策定します。
- 2 「景観計画」は「景観まちづくり計画」の景観形成の方針に即しなければなりません。
- 3 本市全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画区域」とし、その地域の特性に応じ、次の5つの区域に区分します。

①山並み共生区域

この区域は、北谷、内山などの美しい農村集落が守られていますが、同時に工場や資材置き場、土取り場などの生産活動により緑が失われている箇所も見られます。したがって、この区域では農業や工業などの生

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

## ②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

## ③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

## ④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

## ⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

## ①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

## ②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

それぞれの歴史と伝統を尊重した景観形成を目指します。

また、この地区の特性に応じここを4つのゾーンに区分して景観形成を進めます。(※景観計画参照)

- ・政庁通りゾーン
- ・参道ゾーン
- ・旧道。小鳥居小路ゾーン
- ・天満宮・門前ゾーン

5 景観計画区域の5つの区域と景観育成地区の2つの地区については、景観法に基づく良好な景観の形成に関する方針と景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めることができます。

また、市全域の景観をつなぐ眺望点などの要素についても景観法に基づく良好な景観の形成に関する方針を定めることができます。

(景観計画の変更)

第9条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【要旨】

本条は、景観計画の変更の手続きについて定める規定です。

【解説】

景観計画を変更しようとする場合、景観法第9条第8項の規定に基づき次の手続きを行います。

- ① 公聴会の開催、説明会の実施等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じます。(景観法第9条第1項)
- ② 景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容は、都市計画の内容にも関係し、かつ、景観計画には土地利用等に関する制限等を定めることとなることから、都市計画区域又は準都市計画区域に係る内容について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければなりません。(景観法第9条第2項)
- ③ 景観重要公共施設の整備等は、景観計画に定められた整備に関する事項等に即して行われなければならないため、この事項を変更しようとするときは、実効性を高める観点から、あらかじめ、景観重要公共施設の管理者に協議して、その同意を得なければなりません。(景観法第9条第4項)
- ④ 自然公園法の特別地域等における行為の許可基準を定める場合、または変更する場合は、自然公園等の管理者に協議して、その同意を得なければなりません。(景観法第9条第5項)(※本市は現在、該当ありません。)

⑤ 景観計画は、その区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるとともに、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるものであり、土地利用等に関して住民等に義務を課し、権利を制限することとなることから、景観計画を変更した際には、その内容を広く住民等に知ってもらう必要があります。そのため、景観計画を変更したときは、その旨を告示するとともに、公衆の縦覧に供しなければなりません。(景観法第9条第6項)

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第10条 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書きの規定により条例で定める規模は、法第81条第1項に規定する景観協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

#### 【要旨】

本条は、住民やNPO法人等による景観計画の策定又は変更の提案のための区域の規模(面積)を定める規定です。

#### 【解説】

近年、行政のみならず、住民やNPO法人等が良好な景観の形成に関する取組みを行うようになっており、このような住民等の取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、景観行政団体に対して景観計画の策定又は変更を提案することができることとしています。

景観計画を提案する場合は、景観法に景観計画区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上の区域が必要と定めています。(景観法第11条第1項)

景観法施行令第7条には、0.5ヘクタール以上と規定していますが、本市は同条のただし書きの規定に基づき、景観協定の目的となる土地の区域に限り緩和を図り、0.1ヘクタール以上とするものです。

#### 「景観協定」とは

景観は多種多様な要素から構成されており、例えば、建築物又は工作物の形態や材質等のハード的な内容から、建築物等の色彩、敷地の植栽、路上施設やショーウィンドーの管理、空地の整備等、ソフト的な内容まで広く含んでいます。

そのため、良好な景観の形成のためには、法の一般的な基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取決めを行うことが必要かつ有効なものとなります。

これまで、景観の重要な要素である建築物や緑については、地域住民の取組みに法的な効力を与える協定として、建築基準法による建築協定や都市緑地法による緑地協定が位置付けられていました。

しかしながら、これらの協定では、工作物に関する事項や屋外広告物に関する事項等を定めることができず、良好な景観を形成するための協定としては不十分でした。

そのため、景観に関する多様な要素について、建築協定や緑地協定で定めることができる事項も含めて、幅広く対象とすることができるよう、新たな協定として景観協定を定めることとしています。

(景観計画の提案団体)

第 11 条 法第 11 条第 2 項で定める団体は、景観・市民遺産育成団体（第 33 条に規定する「景観・市民遺産育成団体」をいう。第 29 条第 1 項及び第 2 項、第 32 条第 2 項並びに第 35 条第 2 項において同じ。）とする。

【要旨】

本条は、景観計画の策定又は変更の提案を行うことができる N P O 法人や民法上の法人とこれに準じる団体として「景観・市民遺産育成団体」を指定するという規定です。

【解説】

景観計画は、景観計画区域内において土地利用制限を課し、土地の所有権又は借地権者の財産権を制約するものであるため、基本的には、提案の主体は、土地所有者等としています（景観法第 11 条第 1 項）。

ただし、まちづくりの推進を図る目的として設立された特定非営利活動法人（まちづくり N P O）やまちづくり協議会（本条で規定する「景観・市民遺産育成団体」）等については、提案に係る土地の区域に土地所有権等を持たない場合が多いと考えられるものの、これらの団体が有している良好な景観の形成に関する知識・経験や、住民の意見を行政に反映させるための活動を評価し、景観計画の提案の主体として位置づけるものです。

## 第 2 節 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第 12 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画との適合を図らなければならない。

【要旨】

本条は、景観計画区域内において行う景観法第 16 条第 1 項各号に掲げられた行為に対する景観計画の遵守義務を定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において行われる良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為については、景観計画に定められている良好な景観の形成に関する方針と良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対して適合を図らなければならないこととされています。

(届出対象行為等)

- 第 13 条 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。
- 2 景観計画区域内において法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。
- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - (2) 屋外における物件の堆積
- 3 景観育成地区内においては、前項に規定するもののほか、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）を届出対象行為とする。

【要旨】

本条は、景観計画区域内における行為の届出について定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において、次の行為をする場合は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等について、市長に届け出なければなりません。

また、届出に係る事項を変更しようとするときも、あらかじめ市長に届け出なければなりません。（ただし、通常の管理行為や軽易な行為は除きます。）

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑤屋外における物件の堆積
- ⑥特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して屋外の建築物などの外観に対して行う照明）

(路外駐車場に関する行為の届出)

- 第 14 条 景観計画区域内において、次の各号に掲げる路外駐車場の新設、増設又は改修をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上のもの
- (2) 景観育成地区のうち天満宮と宰府宿地区にあっては、自動車の駐車の用に供する部分の面積が 300 平方メートル以上のもの

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

## ②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

## ③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

## ④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

## ⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

## ①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

## ②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

った場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合し、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、規則で定めるところにより、届出があった日から30日以内にその旨を当該届出をした者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から当該届出にかかる行為に着手することができる。

#### 【要旨】

本条は、本条例に基づく行為の届出が景観計画に適合した場合の通知等について定めた規定です。

#### 【解説】

景観計画区域内における行為の届出について、その届出行為が景観計画に定められた行為の制限等に適合し、または良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、届出日から30日以内に届出者に適合する旨を通知しなければなりません。

また、適合通知を受けた場合は、景観法18条第1項に規定する行為の着手制限（景観行政団体が届出書を受理した日から30日を経過した後でなければ行為に着手できない）にかかわらず行為に着手することができます。

#### （助言又は指導）

第18条 市長は、第13条第1項又は第14条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に照らし必要があると認めたときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

#### （勧告）

第19条 市長は、法第16条第3項の規定によるほか、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認めたときは、その届出をした者に対し、規則に定めるところにより勧告をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告をする場合において、必要があると認めたときは、当該勧告に係る行為に関し、その形態又は色彩その他の意匠等が良好な景観の形成に与える影響について審議会の意見を聞くものとする。

#### （勧告に従わなかった旨の公表）

第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

#### 【要旨】

これらの条は、景観計画区域内における行為の届出に対する助言、指導、

勧告及び公表について定める規定です。

【解説】

- 1 景観計画区域内における行為の届出が、景観計画に定められている景観形成の方針及び行為の制限に関する事項に照らし必要がある場合には、景観形成を図るために必要な措置を講ずるよう、助言又は指導を行います。
- 2 景観計画区域内における行為の届出が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認めたときは、その届出者に対し、その行為に関し設計変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することとなります。  
また、必要がある場合は、景観・市民遺産審議会の審議を経ることとなります。
- 3 行為の届出に対し勧告を行ったにもかかわらず、これに従わなかった場合には、その旨を告示又は市広報や市ホームページにおいて公表することとなります。

(行為者の変更)

第 21 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者について、住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更が生じたときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の中止)

第 22 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の完了)

第 23 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

【要旨】

これらの条は、景観計画区域内における行為の届出後に行行為者の変更、行為の中止又は行為が完了した場合の届出の義務を定める規定です。

【解説】

- 1 本条例に基づき行為の届出をした者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更が生じた場合は、すみやかに届け出なければなりません。
- 2 本条例に基づき行為の届出をした行為を中止した場合は、その旨をす

みやかに届け出なければなりません。

3 本条例に基づき行為の届出をした行為が完了した場合は、その旨をす  
みやかに届け出なければなりません。

(緑化率)

第 24 条 第 13 条第 1 項の規定により届出を要する行為のうち、建築物の新築、増築及び移転については、緑化率が、別表第 2 左欄に掲げる景観計画区域及び土地利用区分に応じ、同表右欄に掲げる率以上でなければならぬ。

【要旨】

本条は、本条例の届出を要する行為のうち建築物の新築、増築及び移転における緑化義務を定める規定です。

【解説】

景観計画の基本方針で示した「太宰府固有の緑を修復、保全、創出する」という観点から、景観計画区域における行為の届出を要するもののうち建築物の新築、増築及び移転については、景観計画区域及び都市計画法に基づく土地利用区分ごとに別表第 2 の緑化基準に基づく緑化率を設け、その緑化率の確保を義務づけます。

### 第 3 節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定)

第 25 条 市長は、法第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、当該景観重要建造物等の所有者又は管理者に通知し、規則で定める事項を告示するとともに、標識を設置するものとする。

【要旨】

本条は、景観計画区域内における景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について定める規定です。

【解説】

景観計画区域内において、外観の優れた建造物や樹木がある場合には、このような建造物や樹木が除去されたり、外観が変更されることにより、その地域全体の良好な景観が大きく損なわれるおそれがあります。

そのため、このような建造物や樹木の外観を保全するため、景観計画に定められた景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に即し、指定することができます。

景観重要建造物及び景観重要樹木に指定した場合は、所有者又は管理者

産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指します。

## ②遺跡共生区域

この区域は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。したがって、この区域では集落や住宅団地の建物などが低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した景観形成を目指します。

## ③丘陵住宅区域

この区域の住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、この区域では建物などが低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。

## ④賑わい区域

この区域は、市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」「太宰府に来たな、また来てみたい」と実感できる特徴あるまちなみづくりが求められるところです。したがって、この区域では連続性のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力な中にも古都に風格が漂う景観形成を目指します。

## ⑤平坦市街地区域

この区域は、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となっていました。しかし近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。したがって、この区域では連続性のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることのできる条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地景観の形成を目指します。

- 4 景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を「景観育成地区」とし、次の2つの地区を定めます。

## ①人と遺跡の共存史地区

この地区では、「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づく美観地区による景観誘導の取り組みを景観法に基づく景観誘導へと移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の積み重ねを物語る景観形成を目指します。

## ②天満宮と宰府宿地区

この地区では、太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、

(管理方法の基準)

- ①滅失を防ぐための防災上の措置
- ②定期点検
- ③樹容保全のための剪定や枯死等を防ぐための病害虫の駆除等

(指定の解除)

第 27 条 市長は、法第 27 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項の規定により景観重要建造物等を解除しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

【要旨】

本条は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の公益上の理由等による解除について定める規定です。

【解説】

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を公益上の理由等特別な理由があるときは、その指定を解除することができます。

例えば、公益上の理由により景観重要建造物を移転させたり、景観重要樹木を移植させる必要がある場合に、指定を解除して移転又は移植させ、その後、再度指定することも考えられます。

ただし、指定を解除する場合には、あらかじめ景観・市民遺産審議会の意見を聴かなければなりません。

### 第 3 章 市民遺産の育成

(太宰府市民遺産活用推進計画)

第 28 条 市長は、市民遺産の計画的な認定、保存及び育成の推進のため、太宰府市民遺産活用推進計画を策定するものとする。

2 太宰府市民遺産活用推進計画の策定及び変更については、審議会の意見を聴くものとする。

【要旨】

本条は、「太宰府市民遺産活用推進計画」の策定の目的、策定及び変更の手続きを定める規定です。

【解説】

本条例は、本市の良好な景観の形成とともに市民遺産の育成の推進を図ることを基本理念としています。

太宰府市民遺産活用推進計画は、平成 17 年度に策定した「文化財保存活用計画」で提案した市民遺産の考え方について、その認定の方法、市民活動への助言、市民遺産を構成する多種多様な文化遺産の把握と管理の方法などについて詳述する計画です。

なお、この計画の策定及び変更を行う場合には、景観・市民遺産審議会

の意見を聽かなければなりません。

(市民遺産の提案)

第 29 条 景観・市民遺産育成団体は、景観・市民遺産会議（第 32 条に規定する「景観・市民遺産会議」をいう。第 30 条第 1 項、第 31 条第 4 項及び第 35 条第 1 項において同じ。）に対し、市民遺産を提案することができる。

2 景観・市民遺産育成団体は、前項の規定による提案を行うとき、当該市民遺産に係わる所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下この項において「所有者等」という。）の同意を得るものとする。ただし、当該市民遺産の性質上同意を得ることが不適当な場合又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

【要旨】

本条は、市民遺産の提案について定める規定です。

【解説】

市民遺産は、文化遺産にかかわる活動も含めたものであるので、個人での提案はその活動が広がらず、継続しない可能性が生じることが考えられます。したがって、団体での提案が相応しいと考えられます。

また、後述される市民遺産の育成のための景観・市民遺産会議への参加や技術的及び財政的支援を受けるということから、認定された景観・市民遺産育成団体を提案者に限定することとしています。

なお、太宰府市民遺産を提案する場合は、その市民遺産の所有者等に同意を得なければなりません。ただし、その性質上同意を得ることが不適当な場合や所有者等が不明な場合は、この同意は不要です。

(市民遺産の登録)

第 30 条 市長は、景観・市民遺産会議が認定した市民遺産について登録を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により登録された市民遺産を規則で定めるところにより、公表することができる。

【要旨】

本条は、景観・市民遺産会議により認定された市民遺産の登録について定める規定です。

【解説】

景観・市民遺産会議が認定した市民遺産を市民遺産台帳に記載し登録することができます。

また、登録された市民遺産は、市ホームページや市が指定する場所において縦覧することにより公表され、景観計画区域内における良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に影響を及ぼす行為をする者（建築物等の設計者、工事施工者等）に対し、市民遺産を構成する文化遺産を把握する

資料として提供します。

(保存等)

- 第 31 条 前条第 1 項の規定により登録された市民遺産を構成する文化遺産の所有者及び管理者並びに自らの活動により当該市民遺産を構成する文化遺産に影響を与えようとする者（以下この条において「管理者等」という。）は、当該市民遺産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。
- 2 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の全部又は一部が滅失するおそれが生じたとき若しくは滅失したとき又は損傷するおそれが生じたとき若しくは損傷したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。
- 3 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。ただし、規則で定める軽微な変更又は非常災害のために必要な応急措置として行う変更は、この限りでない。
- 4 市長は、前 2 項の規定による届出がなされたときは、景観・市民遺産会議に対し、管理者等の出席による会議の開催を求めることができる。

【要旨】

本条は、市民遺産を構成する文化遺産の管理又は現状変更等について定める規定です。

【解説】

- 1 文化遺産の管理者や工事施工等により文化遺産に影響を与えようとする者は、市民遺産の価値を考慮し、その維持及び管理に努めなければなりません。
- 2 文化遺産が滅失や損傷するおそれが生じたとき、又は滅失や損傷したときは、その旨を届け出なければなりません。
- 3 文化遺産の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければなりません。ただし、軽微なものや非常災害のための応急措置として行う場合は除かれます。
- 4 文化遺産の滅失や損傷の届出及び現状変更の届出を提出された場合には、その文化遺産の価値を共有し、今後の育成につなげていくという観点から、景観・市民遺産会議に対し、その当事者を含めた会議の開催を求ることができます。

## 第 4 章 推進体制

(景観・市民遺産会議)

- 第 32 条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、市

民、事業者及び市の協働組織として景観・市民遺産会議（以下この条において「会議」という。）を置くことができる。

2 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民遺産の認定及び認定解除に関すること。
- (2) 良好的な景観の形成又は市民遺産の育成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 第30条第1項の規定により登録された市民遺産に関して、関係者を含めた協議を行うこと。
- (4) 良好的な景観の形成又は市民遺産の育成に関する調査研究を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び市民遺産の保存と育成の推進のために必要な業務を行うこと。

3 会議は、次に掲げる者を構成員に含み組織するものとする。

- (1) 景観・市民遺産育成団体を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 市

4 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

### 【要旨】

本条は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のための協働組織である景観・市民遺産会議に関する事項について定める規定です。

### 【解説】

1 景観や市民遺産を構成する要素は、多種多様であり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図るためには、市だけではなく、様々な主体が参画する仕組みが必要です。このような趣旨から、多数の主体の参加が可能であり、かつ、幅広い内容について協議することができる組織として協議会の仕組みを創設します。

2 景観・市民遺産会議の所掌事務は、次のとおりです。

- ①市民遺産の認定及び認定解除
- ②有識者の派遣、情報の提供、相談その他の援助
- ③市民遺産に関する関係者協議
- ④良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する調査研究
- ⑤その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に必要な業務

3 景観・市民遺産会議には、少なくとも次の者を構成員に含め組織しなければなりません。

- ①景観・市民遺産育成団体の代表者

②関係団体等の代表者

③市（景観行政団体）

4 会議において協議が整った事項については、会議の構成員はその結果を尊重しなければなりません。

5 会議の運営事項は会則等で定めます。

（景観・市民遺産育成団体）

第33条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を規則で定めるところにより、景観・市民遺産育成団体として認定することができる。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体を認定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くことができる。

3 市長は、景観・市民遺産育成団体から取消しの申出があったとき又は景観・市民遺産育成団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

#### 【要旨】

本条は、景観・市民遺産育成団体の認定について定める規定です。

#### 【解説】

景観まちづくりに関わるNPOや市民団体並びに市民遺産を育成している市民団体などは、その団体等からの申請により、景観・市民遺産育成団体として認定されることとなります。

なお、その団体の活動等が「景観まちづくり計画」の趣旨に合致しているかどうかを判断するため、景観・市民遺産審議会の意見を聞くことができます。

また、その景観・市民遺産育成団体から認定取消の申出があった場合やその団体の活動が「景観まちづくり計画」の趣旨に反すると判断した場合には、認定を取り消すことができます。

（景観・市民遺産アドバイザーの登録）

第34条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、技術的及び専門的な情報の提供及び助言を行う者を景観・市民遺産アドバイザーとして置くことができる。

#### 【要旨】

本条は、景観・市民遺産アドバイザーの登録について定める規定です。

#### 【解説】

市民遺産の育成に関する取り組み、景観法に基づくルールづくりなど市民、事業者、NPOなどの自主的な取り組みの様々な段階において、各分野の専門家による支援が受けられる制度として、景観・市民遺産アドバイザーを設置します。

また、これは市の景観整備事業や市民遺産の価値等について意見を述べる専門家としても位置づけます。

## 第5章 支援及び表彰

### (支援等)

第35条 市長は、景観・市民遺産会議の運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で支援するものとする。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供、助言、専門的知識を有する者の派遣若しくは必要な技術的支援を行い、又はその行為に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

3 市長は、第25条で指定した景観重要建造物等の所有者又は管理者（所有者又は管理者が2人以上の場合は、その代表者）に対し、その保全等のために技術的支援を行い、又はその保全等に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

### 【要旨】

本条は、景観・市民遺産会議、景観・市民遺産育成団体、景観重要建造物等の所有者又は管理者及び良好な景観の形成及び市民遺産の育成に寄与すると認められるものに対する技術的及び財政的な支援について定める規定です。

### 【解説】

市民が主体的に景観まちづくり及び市民遺産の育成に取り組めるよう、その活動に対し技術的又は財政的な支援を行います。

また、景観重要建造物等の所有者又は管理者についても、その指定により権限等に制限が課せられることから、同様にその保全のための技術的又は財政的な支援を行います。

### (表彰)

第36条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に著しく貢献したと認められる者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に寄与している建築物その他の物件のうち、特に優れているものについて、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

### 【要旨】

本条は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に著しく貢献した者、良好な景観の形成に寄与している建築物等に対し表彰することを定める規定です。

### 【解説】

先進的な景観まちづくりの取り組みを行っている者や魅力的な景観を形成している建造物やまちなみなどを表彰します。

## 第6章 雜則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第25条から第27条まで、第30条及び第31条の規定 平成23年1月30日
- (2) 第12条から第15条まで及び第17条から第24条までの規定 平成23年4月1日

平成22年10月 1日  
条例 第32号

# 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則

〔 平成 22 年 10 月 1 日  
規 則 第 35 号 〕

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

## (工作物)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する工作物は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (2) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- (5) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (6) 擁壁、塀その他これらに類するもの
- (7) 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

## (景観計画区域内における行為の届出)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、法第 16 条第 1 項の規定による届出にあっては景観計画区域内行為届出書（様式第 1 号。第 3 項において「行為届出書」という。）を、法第 16 条第 2 項の規定による届出にあっては景観計画区域内行為変更届出書（様式第 2 号。第 3 項において「行為変更届出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる軽微な行為については、この限りでない。

- (1) 仮設の建築物の建築等
  - (2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの（当該増築又は改築に伴い、外観の変更に係る部分の面積が既存部分を含む合計見付面積の 2 分の 1 を超えるものを除く。）
  - (3) 工作物の増築又は改築で、外観の変更に係る部分の面積が既存部分を含む合計見付面積の 2 分の 1 を超えないもの
  - (4) 擁壁に係る行為のうち、国、県又は地方公共団体が実施する行為で、市長と包括的な協議がなされたもの
  - (5) 屋外における物件の堆積で、当該行為を行う期間が 90 日を超えないもの
- 2 条例第 13 条第 1 項の規定による届出（ただし、条例第 15 条に係るものと除く。）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に先立ってしなければならない。
- 3 第 1 項の行為届出書及び行為変更届出書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。
- (1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる図書
  - (2) 条例第 13 条第 2 項各号に掲げる行為 次に掲げる図書
    - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
    - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
    - ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
    - エ その他参考となるべき事項を記載した図書
  - (3) 条例第 13 条第 3 項に掲げる行為 次に掲げる図書
    - ア 特定照明により照射される建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
    - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
    - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物及び特定照明の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

エ 建築物又は工作物の特定照明により照射される面の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のものに鉛直照度、照明器具の最大光度及び当該照明される面の輝度を表示したもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図面

(路外駐車場に関する行為の届出)

第 5 条 条例第 14 条の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内路外駐車場届出書（様式第 3 号。次項において「駐車場届出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、路外駐車場の駐車の用に供さない部分の改修又は駐車の用に供する部分の面積の 2 分の 1 を超えない舗装の修繕若しくは変更については、この限りでない。

2 前項の駐車場届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図（植栽計画及び舗装材等の表示を含む。）又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

(事前協議)

第 6 条 条例第 16 条第 1 項の規定により事前協議を行おうとする者は、景観事前協議申出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとし、当該景観事前協議申出書の作成に当たっては、行為の概要を示す図書を添付しなければならない。

(適合通知)

第 7 条 条例第 17 条第 1 項の規定による適合の通知は、景観形成基準及び景観育成基準適合通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

(勧告)

第 8 条 条例第 19 条の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書（様式第 6 号）により行うものとする。

(公表)

第 9 条 条例第 20 条の規定による公表は、告示、市広報及び市ホームページへの掲載により行うものとし、公表事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所又は事務所名及び所在地
- (2) 行為場所
- (3) 行為内容等
- (4) 景観計画に定められた行為の制限に対する不適合事由等
- (5) その他市長が公表の必要があると認めた事項

(行為者の変更)

第 10 条 条例第 21 条の規定による届出は、景観計画区域内行為者変更届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(行為の中止)

第 11 条 条例第 22 条の規定による届出は、景観計画区域内行為中止届出書(様式第 8 号)により行うものとする。

(行為の完了)

第 12 条 条例第 23 条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(様式第 9 号)により行うものとする。

(緑化率の算定方法)

第 13 条 条例第 24 条の緑化率の算定に当たって、景観計画に定められた適切な植栽が行われる土地の面積は、別表左欄に掲げる緑化の種類の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める方法により換算して得た面積を合算して得た面積とする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第 14 条 条例第 25 条第 2 項に規定する規則で定める景観重要建造物に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定の理由となった外観の特徴
- (5) 法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

2 条例第 25 条第 2 項に規定する規則で定める景観重要樹木に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日

- (2) 景観重要樹木の樹種
  - (3) 景観重要建造物の所在地
  - (4) 指定の理由となった樹容の特徴
- (景観重要建造物等の指定の通知)

第 15 条 条例第 25 条第 2 項の通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第 10 号）及び景観重要樹木指定通知書（様式第 11 号）によるものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第 16 条 条例第 25 条第 2 項に規定する標識は、様式第 12 号及び様式第 13 号とする。

2 前項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物等の敷地内又は付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可等)

第 17 条 法第 22 条第 1 項の規定による許可申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第 14 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第 15 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第 22 条第 1 項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第 16 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第 22 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要建造物現状変更完了届出書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

5 法第 22 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要建造物現状変更中止届出書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物の状況の点検等)

第 18 条 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第 26 条第 1 項第 2 号の規定による点検を年 1 回行わなければならない。ただし、市長が適当と認める

きは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前項の規定による報告は、景観重要建造物状況点検結果報告書（様式第 19 号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第 19 条 法第 27 条第 3 項において準用する法第 21 条第 1 項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第 20 号）によるものとする。

（景観重要建造物の所有者等の変更の届出）

第 20 条 法第 43 条の規定による景観重要建造物の所有者又は管理者の変更の届出は、景観重要建造物所有者等変更届出書（様式第 21 号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可等）

第 21 条 法第 31 条第 1 項の規定による許可申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 22 号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第 23 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第 31 条第 1 項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第 24 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第 31 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要樹木現状変更完了届出書（様式第 25 号）を市長に提出しなければならない。

5 法第 31 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要樹木現状変更中止届出書（様式第 26 号）を市長に提出しなければならない。

（景観重要樹木の状況の点検等）

第 22 条 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第 26 条第 2 項第 3 号の規定による点検を年 1 回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前項の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書（様式第 27 号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第 23 条 法第 35 条第 3 項において準用する法第 30 条第 1 項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第 28 号）によるものとする。

(景観重要樹木の所有者等の変更の届出)

第 24 条 法第 43 条の規定による景観重要樹木の所有者又は管理者の変更の届出は、景観重要樹木所有者等変更届出書（様式第 29 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理に必要な措置)

第 25 条 条例第 26 条第 1 項第 3 号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物と一体となって良好な景観を形成している景観重要建造物に含まれる樹木にあっては、条例第 26 条第 2 項に定める景観重要樹木の管理の方法の基準に準じて管理すること。
  - (2) 景観重要建造物が滅失又は棄損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物等の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じること。
- 2 条例第 26 条第 2 項第 4 号の措置は、景観重要樹木が滅失又は棄損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じることとする。

(太宰府市民遺産の認定の報告)

第 26 条 条例第 32 条に規定する景観・市民遺産会議は、条例第 29 条第 1 項の規定により提案された太宰府市民遺産を認定したときは、市長に対し、当該認定に係る書類をもって報告するものとする。

(太宰府市民遺産の登録及び公表)

第 27 条 市長は、前条の規定により報告された太宰府市民遺産について、条例第 30 条第 1 項の規定により、太宰府市民遺産登録台帳（様式第 30 号）に記載し、登録することができる。

2 条例第 30 条第 2 項の規定による太宰府市民遺産の公表は、市ホームページへの掲載及び市長が指定する場所での縦覧により行うものとする。

(太宰府市民遺産を構成する文化遺産の保存等)

第 28 条 条例第 31 条第 2 項の規定による届出は、太宰府市民遺産を構成する文化遺産棄損・滅失届出書（様式第 31 号）によるものとし、次の各号に掲げるものを添付するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定した団体を景観・市民遺産育成団体登録台帳（様式第35号）に登録するものとする。

（景観・市民遺産育成団体の申請内容の変更及び認定の取消）

第30条 条例第33条第1項の規定による認定を受けた団体は、前条第1項に規定する景観・市民遺産育成団体認定申請書若しくは前条第1項各号に規定する添付書類の内容に変更があったとき又は条例第33条第3項の申出をするときは、速やかに景観・市民遺産育成団体変更・認定取消申出書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第3号に掲げる書類の内容の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しの申出及び条例第33条第3項の規定により、当該認定を取消したときは、景観・市民遺産育成団体認定取消通知書（様式第37号）により当該団体に通知するものとする。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条、第14条から第25条まで、第27条及び第28条の規定 平成23年1月30日  
(2) 第4条、第5条及び第7条から第13条までの規定 平成23年4月1日  
（届出を要しない従前の行為等）

第2条 この規則及び条例の施行の際、現に条例第13条第1項又は第14条の届出にかかる行為のうち、完了した行為又は施工中若しくは実施中の行為（施工中及び実施中の行為は、規模の拡大を伴わないものに限る。）については、当該届出を要しないものとする。

様式第30号（第27条関係）

太宰府市民遺產登録帳合

年　月　日

太宰府市長 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

—

—

## 太宰府市民遺産を構成する文化遺産棄損・滅失届出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第31条第2項の規定により、次のとおり棄損・滅失したので届け出ます。

## 1 市民遺産の名称及び所有者氏名

市民遺産の名称	
所有者の氏名	

## 2 登録番号及び登録年月日

登録番号	
登録年月日	年　月　日

## 3 棄損・滅失の内容

--

## 4 棄損・滅失の処理計画

--

※受付印

※処理欄

## 備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 当該市民遺産を構成する文化遺産の周辺を表示する図面
  - (2) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現況を示す写真
  - (3) その他棄損・滅失に関して参考となる資料

年　月　日

太宰府市長 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

――――――

## 太宰府市民遺産を構成する文化遺産現状変更届出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第31条第3項の規定により、次のとおり現状変更したいので届け出ます。

## 1 市民遺産の名称及び所有者氏名

市民遺産の名称	
所有者氏名	

## 2 登録番号及び登録年月日

登録番号	
登録年月日	年　月　日

## 3 現状変更の内容

--

## 4 現状変更に伴う関係者（機関）の同意等

関係者（機関）名	同意の有無	同意がない場合の理由
	有・無	

※受付印	※処理欄
------	------

## 備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 当該市民遺産を構成する文化遺産の周辺を表示する図面
  - (2) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現況を示す写真
  - (3) 当該市民遺産を構成する文化遺産の現状変更計画に係る図面
  - (4) その他参考となる資料

年　月　日

太宰府市長 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

—

—

景観・市民遺産育成団体認定申請書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第29条第1項の規定により、景観・市民遺産育成団体として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称	
団体の代表者	
団体の事務所の所在地	
活動の目的及び主な内容	

※受付印	※処理欄
------	------

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 規約、会則、定款等の写し
  - (2) 役員の氏名及び住所の一覧表
  - (3) 構成員の氏名の一覧表
  - (4) 活動の概要を記した書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

第  号  
年  月  
日

住所   
氏名  様

太宰府市長  印

景観・市民遺産育成団体認定通知書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第 29 条第 2 項の規定により、下記のとおり景観・市民遺産育成団体に認定したので通知します。

記

1 認定景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称

代表者の氏名

2 認定番号及び認定年月日

認定番号

認定年月日  年  月  日

※ 注意事項

- 1 団体の活動内容等の変更がある場合は、遅滞なく報告すること。
- 2 代表者及び役員の変更がある場合は、遅滞なく報告すること。
- 3 活動を休止、廃止する場合は、遅滞なく報告すること。

## 様式第 35 号（第 29 条関係）

## 景観・市民遺産育成団体登録台帳

番号	認定年月日	認定番号	団体の名称	代表者氏名	主な活動の概要	備考

年　月　日

太宰府市長 殿

申出者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 — —

## 景観・市民遺産育成団体変更・認定取消申出書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第30条第1項の規定により、景観・市民遺産育成団体の申請内容の変更及び認定の取消しについて、次のとおり申し出ます。

## 1 景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称	
代表者の氏名	

## 2 認定番号及び認定年月日

認定番号	
認定年月日	年　月　日

## 3 変更の内容

--

## 4 認定取消の理由

--

※受付印	※処理欄
------	------

## 備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更の場合には、次に掲げる書類のうち変更があるものを添付してください。
  - (1) 規約、会則、定款等の写し
  - (2) 役員の氏名及び住所の一覧表
  - (3) 活動の概要を記した書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

第  
年  
月  
号  
日

住所  
氏名 様

太宰府市長 印

景観・市民遺産育成団体認定取消通知書

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則第30条第2項の規定により、下記のとおり景観・市民遺産育成団体の認定を取消したので通知します。

記

1 認定景観・市民遺産育成団体の名称及び代表者氏名

団体の名称

代表者の氏名

2 認定番号及び認定年月日

認定番号

認定年月日 年 月 日

3 認定取消年月日

認定取消年月日 年 月 日

4 認定取消理由

※ 注意事項

- 1 太宰府市の補助金等の残金がある場合は、市長と協議のうえ、返還すること。
- 2 第三者からの苦情、その他貴団体が責任を負うべきものは、誠意をもって処理すること。
- 3 関係機関、団体への通知は、貴団体から行うこと。

## 太宰府市景観・市民遺産審議会規則

〔平成 22 年 10 月 1 日  
規則第 36 号〕

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）の規定に基づき、太宰府市景観・市民遺産審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号）によりその権限に属するものと定められた事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長が必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を調査審議する。

3 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 太宰府市景観・市民遺産アドバイザー設置要綱

〔平成 22 年 10 月 1 日  
要 綱 第 11 号〕

## (設置)

第 1 条 太宰府市景観まちづくり計画及び太宰府市景観計画並びに太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 34 条に基づく技術的及び専門的な情報の提供及び助言を行う者として、太宰府市景観・市民遺産アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

## (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

## (所掌事務)

第 3 条 アドバイザーの所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観及び太宰府市民遺産に関する相談に対する技術的支援及び情報提供に関すること。
- (2) 良好的な景観の形成及び太宰府市民遺産の保全・育成に関する調査研究に関すること。
- (3) 景観資源、太宰府市民遺産、景観整備事業及び市民活動への専門的な指導及び助言に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事務のほか、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成に関すること。

## (登録)

第 4 条 市長は、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成について専門知識及び経験を有する者のうちから適当と認める者をアドバイザーとして登録することができる。

2 前項の規定による登録は、太宰府市景観・市民遺産アドバイザー登録簿（別記様式）に記載して行うものとする。

## (任期)

第 5 条 アドバイザーの任期は 2 年とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーの庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

# ○太宰府市景観・市民遺産会議 会則・作業指針・様式

## 太宰府市景観・市民遺産会議会則

### (趣旨)

**第1条** この会則は、太宰府の先人たちによって育まれた自然と歴史、そしてこれらの調和した魅力あるまちを市民の力を持ち寄り創造するために話し合う太宰府市景観・市民遺産会議（以下「景観・市民遺産会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 景観・市民遺産会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民遺産（「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（以下「条例」という。）」第2条第1項第2号に定める市民遺産をいう。）の認定及び認定解除に関すること。
- (2) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 市長が登録した市民遺産に関して、関係者を含めた協議を行うこと。
- (4) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する調査研究を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び市民遺産の保存と育成の推進のために必要な業務を行うこと。
- (6) 会則、作業指針、評価指標の制定及び見直しを行うこと。
- (7) 会議運営のための予算及び決算の承認に関すること。

### (組織)

**第3条** 景観・市民遺産会議は、次の各号に掲げる者を構成員とし、30人以内の委員をもって組織するものとする。

- (1) 景観・市民遺産育成団体を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 市
- (4) その他景観・市民遺産会議が適当と認める者

### (任期)

**第4条** 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の

職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(役員)

#### 第5条 景観・市民遺産会議に次の役員を置く。

- (1) 議長
  - (2) 副議長
  - (3) 書記
  - (4) 会計
  - (5) 監査
- 2 役員は、次の所掌事務を処理する。
    - (1) 議長は、景観・市民遺産会議を総理し、同会議を代表する。
    - (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
    - (3) 書記は、議長、副議長の指示のもと、会議資料及び議事録を作成する。
    - (4) 会計は、本会議の収支を管理し、予算書及び決算書を作成する。
    - (5) 監査は、予算書及び決算書に基づき監査を行ない、その適否について会議に対して報告する。
  - 3 議長、副議長は各1名とし、委員の互選によりこれを定め、その他の役員は議長が選ぶ。

(会議)

#### 第6条 景観・市民遺産会議の会議は、議長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の制定及び改廃は、出席者の四分の三をもって決するものとする。

(専門部会)

#### 第7条 議長が必要があると認めるときは、景観・市民遺産会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、景観・市民遺産会議から付議された事項を調査審議する。

3 専門部会は、委員のうちから議長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

**第8条** 景観・市民遺産会議の庶務は、役員のうち会計及び書記において処理する。

(会計)

**第9条** 景観・市民遺産会議の会計は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 景観・市民遺産会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

**第10条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この会則は、2010年12月28日から施行する。

# 太宰府市景観・市民遺産会議に関する作業指針

## (総則)

第1条 「太宰府市景観・市民遺産会議に関する作業指針（以下、「本指針」と記す）」は、太宰府市景観・市民遺産会議会則（以下、「会則」と記す）に定めた諸事項を履行する上で指針となる内容を定める。

## (目的)

第2条 太宰府市景観・市民遺産会議の円滑な進行を促すことを目的とし、以下に示す手続きを  
第4条から第8条に定める。

- (1) 太宰府市民遺産の認定
- (2) 太宰府市民遺産の育成に関する協議等
- (3) 太宰府市民遺産の認定の解除
- (4) 太宰府市民遺産会議の会則、作業指針、評価指標の見直しに関する協議
- (5) 事務局による情報管理・提供

## (対象とする機関等)

第3条 本作業指針が対象とする機関等は以下のとおり。

- (1) 太宰府市景観・市民遺産会議
- (2) 景観・太宰府市民遺産育成団体
- (3) 景観・市民遺産アドバイザー
- (4) 事務局

## (太宰府市民遺産の認定)

第4条 太宰府市民遺産の認定手続きについて以下を定める。

- (1) 事前協議
- (2) 提案の書式及び内容
- (3) 提案書の事務局による受理
- (4) 景観・市民遺産アドバイザーからの助言
- (5) 太宰府市景観・市民遺産会議の開催
- (6) 太宰府市景観・市民遺産会議による決議採択と評価指標
- (7) 太宰府市民遺産認定証の発行
- (8) 太宰府市への認定市民遺産の登録申請
- (9) 太宰府市民遺産の認定内容の変更
- (10) 認定手続きの流れ

- 2 事務局は、市民等からの太宰府市民遺産の認定等に関する事前協議に応じ、その取り組みを十分理解できる説明を行う。
- 3 太宰府市民遺産提案書の太宰府市民遺産提案書を所定様式【様式1号】に定める。
- 4 事務局は、必要事項が記されているかを確認したのち提案書を受理する。
- 5 事務局は、太宰府市民遺産提案書を受理するにあたって、景観・市民遺産アドバイザーに助言を求めることができる。
- 6 太宰府市景観・市民遺産会議は、年1回以上の頻度で本会議あるいは臨時会議を開催する。
- 7 太宰府市景観・市民遺産会議の本会議では、事務局から提出された太宰府市民遺産提案書について、評価指標【別紙】を踏まえ、太宰府市民遺産の認定、あるいは認定見送りを決議する。
- 8 事務局は、太宰府市景観・市民遺産会議にて認定された太宰府市民遺産に対し、認定証を発行する。その様式は【様式2号】に定める。
- 9 事務局は、太宰府市景観・市民遺産会議に認定された太宰府市民遺産を速やかに市に通知し、必要に応じて太宰府市民遺産の登録について市に意見を求めることができる。
- 10 認定証を受けた景観・太宰府市民遺産育成団体は、認定内容に変更が生じた場合は事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に報告し、承認を得なければならない。
- 11 認定の手続きの流れを【別紙1：年間スケジュール】と【別紙2：会議の進め方】に示す。

#### （太宰府市民遺産の育成に関する協議等）

第5条 太宰府市民遺産の育成に関する協議の手続きについて以下を定める。

- (1) 太宰府市民遺産育成に関する活動の報告
  - (2) 太宰府市民遺産育成に関する活動の発表
  - (3) 太宰府市景観・市民遺産会議における協議への参加
- 2 認定証を受けた景観・市民遺産育成団体は、認定を受けた次年度に、その活動内容を事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に報告する。その後は、当該太宰府市民遺産の育成に関する活動について、その内容を事務局に報告できるものとする。
  - 3 太宰府市景観・市民遺産会議は、景観・市民遺産育成団体の報告を踏まえ、事務局を通じて、本会議での発表を依頼するものとする。
  - 4 景観・市民遺産育成団体は、当該太宰府市民遺産に著しい変更を招く、あるいは欠失させると判断される場合に、事務局を通じて、太宰府市景観・市民遺産会議に参加し、意見を求めることができる。

#### （太宰府市民遺産の認定解除）

第6条 認定された市民遺産に関し、やむを得ず以下の場合が生じた場合は、会則第6条に基づき、市民遺産の認定を解除する。

(太宰府市民遺産会議会則、作業指針、評価基準の見直しに関する協議)

第7条 太宰府市景観・市民遺産会議は、会則第6条に基づき、太宰府市民遺産会議会則、本指針、評価基準について、定期的に見直しの検討を行い、適宜見直しを行う。

(事務局による情報管理・提供)

第8条 事務局は、太宰府市民遺産に関する情報管理・提供を行う。

附則

この指針は、平成22年12月28日から施行する。

様式第1号(会議会則第2条関係)

年　　月　　日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所

団体名

代表者 印

(連絡先 )

**太宰府市民遺産提案書**

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	
-----	--

様式第1号(会議会則第2条関係)

伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称

- ※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。
- ※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

## 様式第1号(会議会則第2条関係)

### 物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	
-----------	--

#### ●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれに同意を得ること。

様式第1号(会議会則第2条関係)

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

# 太宰府市民遺産

## 認定書

第1号

市民遺産

太宰府の ■ ■ ■

景観・市民遺産育成団体

■ ■ ■ ■ 保存会

太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条に基づき、将来の太宰府に守り伝えたい太宰府市民遺産に認定します。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

太宰府市景観・市民遺産会議

議長 ■ ■ ■



四隅の絵柄：太宰府史跡出土の文様博を参考に描いたものです。

**■太宰府固有の物語、文化遺産、活動である****1.伝えたい太宰府固有の物語である**

- ・将来に守り伝えていきたい物語が、地域の人々や市民が共有でき、納得できるものである。

太宰府市が大切に思う物語である。

市民が共有しやすい、納得できる。

**【納得できる価値の説明】****2.物語が、文化遺産で構成されている**

- ・物語が文化遺産で構成され語られている。

文化遺産の所在が明らかである。

文化遺産の所有者等が明らかである。

構成する文化遺産の履歴、意味、育成すべき価値などが明らかとなっている。

**【完全性・真正性】****3.文化遺産を保存活用する活動である**

- ・自立的かつ継続的な活動である。
- ・文化遺産の育成にふさわしい活動である。

自立した活動である。

継続性を見込んだ活動である。

育成したい文化遺産の所有者・管理者に対し、了解が得られている。

他団体等との連携に配慮されている。

育成活動が、文化遺産の価値を保存活用するにあたって適切な活動である。

**【持続可能性】**

※  項目を参考に判断してください。

【別紙1：年間スケジュール】

■景観・市民遺産会議スケジュール

	手続き	育成団体登録	市民遺産候補の受付
4月	会計年度開始		
5月			
6月			
7月			
8月	提案される市民遺産の〆切 【当該年度の秋会議に提案される市民遺産候補の〆切 8月末】		
---	市民遺産候補の確定 【8月末までに事務局協議が完了したものを市民遺産候補として確定】 ○確定した市民遺産候補提案書を会議委員へ送付 【市民遺産候補に関する委員からの質疑受理】 ○市民遺産候補についての広報【11月1日号 9月中旬〆切】		
9月			
10月	市民遺産候補提案者と会議委員からの質疑に関して事務局協議 【10月中旬を目処に改善が見られない場合は、次年度見送り】		
11月	景観・市民遺産会議【秋会議 11月中で調整】 ○認定会議【会則第2条1項】 ○前年度の新規認定市民遺産の活動報告		
12月			
1月			
2月			
3月	景観・市民遺産会議【春会議 3月下旬で調整】 ○事務報告ならびに協議【会則第2条3・6・7項】 ○年度活動報告【書面報告 次年度秋会議で口頭報告する事案を決定】 会計年度終了		

※議長・副議長判断により臨時会議が招集される場合もある。

## ■景観・市民遺産会議スケジュール【秋会議】

時間	議事
10時	年次報告 ○景観・市民遺産育成団体からの年次報告 【春会議で選定した団体 4団体～6団体程度】
11時	
12時	昼食【休憩】
13時	景観・市民遺産会議開催 ○市民遺産候補の説明
14時	
15時	質疑 ○市民遺産候補に関する質疑
16時	認定・見送り判断

※【春会議】については、午後ないしは午前の3時間程度で設定

○景観・市民遺産育成団体

●景観・市民遺産育成団体認定状況

- |                         |     |       |
|-------------------------|-----|-------|
| ○特定非営利活動法人 古都 太宰府の風を育む会 | 理事長 | 石橋清美  |
| ○太宰府木うそ保存会              | 会長  | 青柳健夫  |
| ○特定非営利活動法人 歩かんね太宰府      | 理事長 | 杢尾幹雄  |
| ○五條風の会                  | 会長  | 大藪善治  |
| ○四王寺山勉強会                | 会長  | 菜畠健治  |
| ○大宰府万葉会                 | 会長  | 松尾セイ子 |

平成23年2月28日現在 認定順

○市民提案の市民遺産【第1回景観・市民遺産会議認定の市民遺産】

様式第1号(会議会則第2条関係)

2010年11月22日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市觀世音寺1丁目 ■

団体名 太宰府木うそ保存会

代表者 青柳健夫 印

(連絡先 092 - ■-■ ■)

太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	太宰府の木うそ
-----	---------

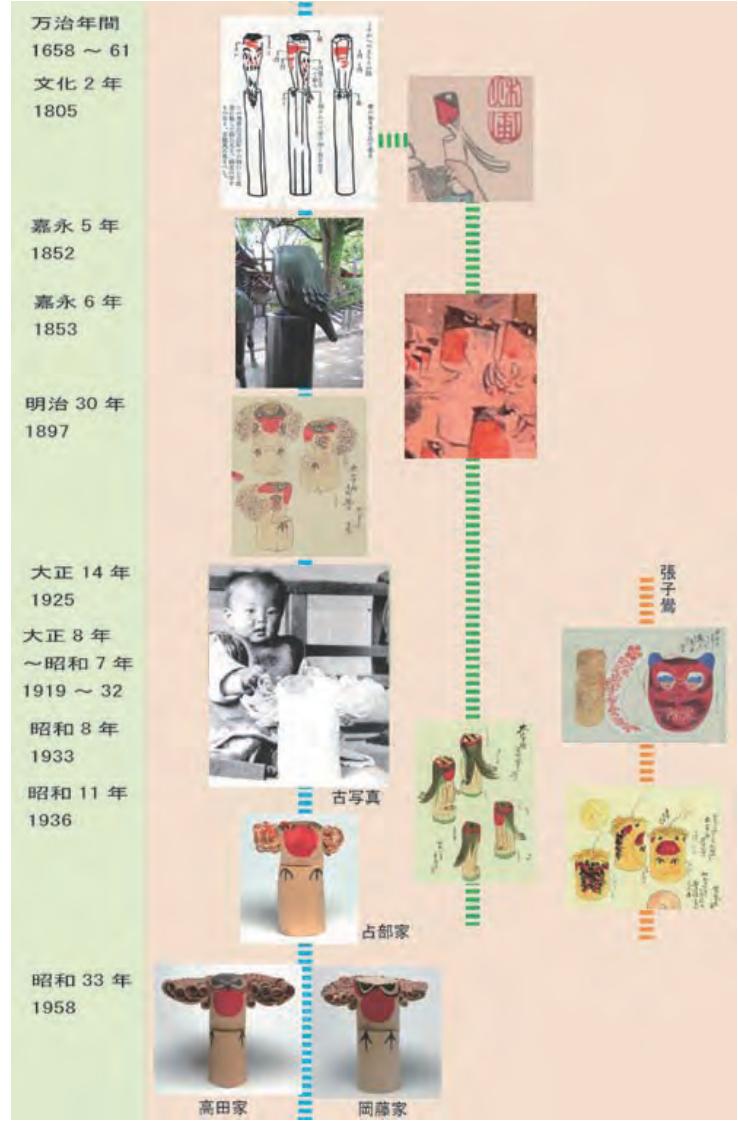
## 伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそ
●太宰府の木うそを伝えていきたいと思い立った経緯	
<p>昭和51年に新幹線が博多駅に乗り入れてから、太宰府を訪れる観光客は、年々増加していました。その頃、木うそ製作をしていたU家、T家、O家では、作れば飛ぶように木うそが売れていました。昭和58年には、木うそが福岡県知事指定特産民芸品に指定され、昭和63年に太宰府天満宮が木鶴の商標登録を取りました。それからわずか数年後の平成始め頃、木うそ職人は次々と廃業し、参道の店舗に木うそが見受けられなくなりました。この頃、太宰府市内で独自に木うそ作りをしていた5名が、「太宰府木うそ製作者の会」を立ち上げました。5名が木うそ作り始めたきっかけは「何か始めようと思った時に身近に木うそがあったから」や「太宰府を旅行で訪れた時に、たまたま木うそ作りの実演を見て、その職人の鮮やかな手さばきに惚れちゃったから」など様々でした。同じ頃、鶴替神事や授与品に木うそを納入していたT家、O家の相次ぐ廃業に危機感を感じた太宰府天満宮神職K氏は、木うその後継者の育成をしようと思い立ちました。小鳥居小路の店先に飾られた会メンバー製作の木うそを見つけたK氏は、会とともに後継者育成講習会を開催することを決め、広く受講者を募る事にしました。第1回後継者育成講習会には30名を超える受講者が殺到しましたが、新しい木うそ職人の誕生には結びつきませんでした。残念な結果となった事を契機として、「太宰府木うそ製作者の会」とK氏の「木うそ製作技術を教え、後継者を育てていきたい」という思いは引き継がれ、平成10年12月17日に「太宰府木うそ保存会」が発足しました。「木うその製作技術伝承と原木育成・確保」を目的とし、地元商工会や行政の協力もあり、後継者育成講習会や「木うその森」での活動などを継続してきました。しかし、会発足から12年が経過し、山林荒廃による原木の入手困難や会員の高齢化などの問題が深刻化してきました。そのため、「①木うそや鶴替神事の歴史を伝え、②製作技術を守るために後継者育成を行い、③原木の安定供給への活動を続けること」により、「太宰府の木うそを伝えていきたい」と思い立ちました。太宰府天満宮で行われる鶴替神事は人々がそれぞれで木うそを手作りしたり、調達したりして参加していました。そのため、木うそは神事の祭具としての存在だけではなく、地元や参詣者によって支えられてきた伝統工芸品として的一面があります。太宰府木うそ保存会の活動により、神事を支えてきた太宰府地域特有の個性ある文化の形成及び伝統・伝承育成に寄与していきたいと考えています。</p>	



## ●由来

太宰府の木うそは、400年近い歴史を持ち、万治年間（1658～1661年）製作と伝承される絵図が「天満宮御一代記・絵本菅原実記」で確認されています。太宰府天満宮の鷺替神事は、貝原益軒が貞享二年（1685）「太宰府天満宮故実」の中で「正月七日の夜はまづ酉刻ばかりに、うそがへと云事あり」と紹介しています。木うそには、モデルとなった鷺という実在の鳥があり、鷺は「フィーフィー」と鳴く声が人の口笛に似ています。口笛のことを古語では嘯（うそぶ）くと言い、鷺の名前の由来となっています。太宰府に残る複数の伝承では、鷺が太宰府天満宮や菅原道真、あるいは祭事に参加した人々を救う鳥として登場します。このことから、鷺は身に降りかかる災いを除いてくれるありがたい鳥、天神さまのお使い鳥とも言われています。この鷺を木で形作ったものが木うそです。木うその原木を太宰府では「ホウノキ」と呼び、方角の悪い家の角に植えたり、四隅に置くと災いを除く力があるとされ、原木自体に魔よけの意味が込められています。実際には太宰府天満宮周辺で自生するホウノキやヤナギ、ハゼ、コシアブラなどで作られてきました。現在ではコシアブラを使用して製作しています。



木うそ変遷図

太宰府の木うそは、逆三角目や赤く丸い胸、纖細にカールした羽が特徴です。現在のデザインが確立されたのは約50年前、昭和33年のブリュッセル万国博覧会への出品がきっかけです。それ以前の木うそは細長いフォルムに赤と黒のシンプルな彩色に丸目が特徴でした。昭和50年頃まで製作していたU家の木うそは、製作技法や彩色など、江戸時代以降の系譜を継承していました。昭和33年のブリュッセル万国博覧会へ木うそを出品したのは、T氏で、この時考案された形が現在の木うその原型となっています。太宰府の木うそは伝統を下敷きにしながら江戸時代以来独自の変遷をたどり、その型式は時代ごとに天満宮のある周辺の地域（東京・亀戸天神や大阪・道明寺天満宮など）に影響をあたえ続けており、全国の「鷺替神事」や「木うそ」文化の中心的な役割を負ってきました。戦前までは太宰府天満宮の行事の中でもっとも賑わった行事で、正月七日の極寒期に、金のうそが当たる木うそが暗闇で交換される行事のため、もみ合いながら木うそを奪い合う大勢の参加者の上に、湯気が立つほどの熱気だったと言われています。

現在、太宰府の木うそは太宰府天満宮参道の店舗で販売され、梅園の看板商品であるうそ餅も太宰府の風景には欠かせない存在として、親しまれています。

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそ
-----------	---------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	木うそ【物と技術】	太宰府市内	太宰府木うそ保存会
2	原木育成の場所	太宰府市石穴 大分県九重町九重山国有林	太宰府市及び九州森林管理局
3	鸞替神事	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
4	U家所蔵の木うそ	太宰府市宰府5丁目 太宰府市宰府3丁目	個人蔵
5	T家所蔵の木うそ	太宰府市高雄5丁目	個人蔵
6	O家所蔵の木うそ	太宰府市坂本2丁目	個人蔵
7	天満宮御一代記 絵本菅原実記	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
8	太宰府天満宮故実	福岡市東区箱崎6丁目	九州大学図書館
9	銅鸞像	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
10	わすれくさ	福岡市城南区七隈8丁目	福岡大学図書館
11	筑前太宰府鸞換追儺之図	福岡市早良区百道浜3丁目	福岡市博物館
12	巨泉玩具帖・玩具帖	大阪市北区中之島1丁目	大阪府立中之島図書館
13	木うそ古写真	太宰府市宰府3丁目	個人蔵
14	うそ餅とマメ鸞	太宰府市宰府2丁目	商店B
15			
16			
17			
18			
19			

## 文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	太宰府の木うそを伝えていきたい
	<p>①、木うそと鷦禯神事の普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●定期的な木うそ絵付け体験教室 ※毎月第2日曜日に、体験教室にて木うその絵付けを行います。</li><li>●木うそや鷦禯神事のPR活動</li></ul> <p>②、木うその製作技術伝承</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●後継者育成講習会 ※年1回、新規会員募集のための木うそ製作会を行います。</li><li>●現会員の製作技術向上講習会 ※現会員のための講習会を行い、会員の製作技術向上を目指します。</li></ul> <p>③、原木育成活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●太宰府市内での植樹活動及び下草刈り作業 ※太宰府版「木うその森」を目指して、太宰府市内での植樹活動や下草刈り作業を毎月第3日曜日に行います。 ※太宰府市内で原木を育成できる場所を模索します。</li><li>●「木うその森」等での下草刈り及び伐採作業 ※大分県九重町の「木うその森」等での下草刈りや伐採作業を通じて、他地域との木うそによる文化交流事業を行います。</li></ul> <p>※活動を円滑に行うにあたり、関係者ならびに関係機関と相談しながら、進めます。</p>

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

平成22年12月21日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市五条1丁目 ■

団体名 五條風の会

代表者 大藪善治 印

(連絡先 092-■-■ ■)

### 太宰府市民遺産提案書

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

#### ■ 提案市民遺産名称

名 称	八朔の千燈明
-----	--------

## 伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
<b>●思い（物語）</b>	
五条区には、古くから語り継がれ、行われている伝統的な行事が幾つかある。私たちは、子どもの頃から語り、繋いできたこれらの伝統行事を、われわれの代で絶やすことは、耐え難い思いがする。そこで、少しでも多くの区民に対し、伝統的に行ってきている行事を伝えていく活動を行うことを思い立った。伝統行事の衰退は、支える担い手の高齢化、あるいは都市化などがあるが、それらを乗り越え、後世の人たちに伝えなければならないと思う。そこで、五条区の伝統行事の中で、五条区ならではおまつりである八朔の千燈明を上げた。この行事には、以下のような由来が伝えられている。	
<b>●由来</b>	
江戸時代後期に太宰府に疫病が流行した。その際、五条の人々で太宰府天満宮に祈願を立てたところ病人が出なくなった。この時の祈願成就と疫病除けの祈願を、八朔の夜に千燈明として奉納し、今に続いている。	
昔は心安池の一帯に縄を張り、ロウソクを灯していたため青年団は竹切り等、準備に忙しかったそうだが、現在は反り橋から樓門までの道の両側にロウソクを立て、火を灯している。	
<b>●八朔の千燈明</b>	
現在9月1日に太宰府天満宮樓門の前で行っている五条ならではのおまつりで、私たちが子どもの頃から行われてきた歴史を有する。このまつりは、以下の行程で進められる。	
①9月1日に五条公民館に集合	
②さいふまいりの道（旧街道）を通って太宰府天満宮へ行く。	
③太宰府天満宮到着後、神職によるお祓いを受ける。	
④その後上記の由来を自治会長が子どもたちに語り継承し、御灯明で一斉に点火し千燈明の行事を行っている。かつては、火が灯っている間、区長はお百行参りをしていた。	
⑤終了後、もと来た道を帰る。	

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
-----------	--------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	八朔の千燈明（行為）	太宰府市五条	五条区民
2	千燈明の場	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
3	往復の道（旧街道 別図）	太宰府市五条1丁目 太宰府市宰府1丁目	太宰府市・福岡県
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれぞれに同意を得ること。

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	八朔の千燈明
<p>①八朔の千燈明</p> <p>五条区役員・子供会・区民一体となって、八朔の千燈明を守り続ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【別図】 八朔の千燈明</p><p>太宰府天満宮 八朔の千燈明の場</p><p>八朔の千燈明の際の、行き帰りの経路 【旧街道（さいふまいりの道）】</p><p>五條公民館 【集合場所】</p><p>八朔の千燈明</p></div>	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

様式第1号(会議会則第2条関係)

平成22年12月28日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住 所 太宰府市青山3丁目 ■

団体名 四王寺山勉強会

代表者 菜畠健治 印

(連絡先 092-■-■ ■)

**太宰府市民遺産提案書**

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----	---------------------

## 伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----------	---------------------

### ●思い(物語)

この道は、昭和60年代まで、となり村の四王寺村の子ども達が、太宰府小学校まで通っていた道である。現存される人たちの話をうかがうと、行き帰りや、道端の光景（焼米ヶ原、毘沙門天王の鳥居、紹運公辞世句碑、大野城跡太宰府口城門等）など、往時の子どもたちの足跡や姿が蘇ってくる。この険しい山道を、夏の暑い日も冬の寒い雪降る日も、毎日通い続けた小さい子らの元気な登下校風景を思い浮かべるにつれ、それらを後世に守り伝えていきたいと思った。

### ●由来

この道は、明治33年ならびに大正15年の地図や報告書に描かれており、「太宰府町道」との表記も見られ、昭和40年代に現在の四王寺林道（四王寺林道開通記念碑）が完成するまでの幹線道路として、経済的にも文化的にも太宰府と四王寺村を深く結びつけていた。

「崇福寺横の登山口から旧道を通って上がる途中、男女の小学生数人が旧道を下って來るのに出会ったが、これらはこの部落の児童達で、太宰府小学校に通っており、毎日四糠の山坂を上下しているので、とても健康そうな子ども達であった。」

(上村高直著 昭和47年 『太宰府 いま、むかし』)

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

様式第1号(会議会則第2条関係)

物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
-----------	---------------------

●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	推定する道（別図）	太宰府市大字太宰府 4756-1 他	別紙記載
2	大日本帝国陸地測量部 作成図明治33年作成	茨城県つくば市北郷1番	国土交通省 国土地理院
3	福岡県史蹟名勝天然記念物 調査報告書付図	福岡県福岡市博多区 東公園7番7号	福岡県教育庁
4	『太宰府　いま、むかし』	太宰府市石坂3丁目	上村高直
5	四王寺村	糟屋郡宇美町大字前田	Y氏ほか
6	太宰府口城門跡	太宰府市大字太宰府	太宰府市
7	毘沙門天王の鳥居	太宰府市大字太宰府	宇美町・Y氏ほか
8	紹運公辞世句碑	太宰府市大字太宰府	福岡市・M氏ほか
9	焼米ヶ原の土壙	太宰府市大字太宰府	太宰府市・宇美町
10	四王寺林道開通記念碑	太宰府市大字太宰府	太宰府市
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれぞれに同意を得ること。

## 文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
以下の活動を行う。	
<b>①道の確定作業</b>	
今までの調査活動を基盤として、推定道の最終確認を行い、現在の地図に落とし込む。	
<b>②道標、案内板などの設置</b>	
市民がこの道の歴史を知り、この道に展開する風景や環境を守っていくことを啓蒙する活動を行う。そのために道標・案内板・解説板を作成し設置する。	
<b>③散歩・登山道としてコース化</b>	
市民が親しみ登る道としてコース化する。	
<b>④小中学生の課外授業、体験学習の場</b>	
小中学生の課外授業、体験学習の場として、史跡解説員の支援体制を連動させるなど、教育的役割の一端を担っていく。	
※上記諸点を実行するにあたっては、関係諸機関と連携を図りながら進めていく。	

【別図】



【別紙】

## ■ 「太宰府町道」所有者一覧

太宰府市大字太宰府 12筆：太宰府市

太宰府市大字太宰府 4筆：個人所有地

様式第1号(会議会則第2条関係)

2011年 1月 13日

太宰府市景観・市民遺産会議 議長殿

申請者 住所  
太宰府市長浦2丁目 ■

団体名  
特別非営利活動法人歩かんね太宰府

代表者 岸尾 幹雄  
(連絡先 092-■-■ ■)

**太宰府市民遺産提案書**

太宰府市民遺産の認定を受けたいので、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第29条第1項及び太宰府市景観・市民遺産会議会則第2条の規定により、関係図書を添えて提案します。

■ 提案市民遺産名称

名 称	芸術家 富永朝堂
-----	----------

## 伝えたい太宰府固有の物語

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
昭和という激動の時代を太宰府で生き、芸術を志し、この地をこよなく愛した一人の男がいた。名を富永朝堂という。朝堂は、己のみならず芸術を志す者を支え、福岡における美術界の礎となり、筑前美術協会（昭和8年）をはじめ福岡県美術協会（昭和15年）、筑紫美術協会（昭和44年）の設立にも尽力した。また観世音寺では復興奉賛会を石田（観世音寺住職）、河内（元福岡市長）、竹岡（九大教授）、田中（建築会社社長）、朝堂の5人で立ち上げ、金堂などを復興。さらに観世音寺宝蔵の建設へと運動を発展させるなど、太宰府の宝をこよなく愛し、未来の太宰府へつなぐ努力を惜しまなかった。	
富永朝堂の作品は、市内で見ることができる。学業院中学校創設に寄与された「宮村翁勤労の姿像」や宮村学園を偲ぶ「宮村講堂」の板額をはじめ、水城小学校の「校歌板彫り」など学校に作品を残している。また太宰府天満宮の延寿王院前の「御神牛」や太宰府天満宮 1075年大祭記念事業として「五歳の官公像」など太宰府天満宮に関わる作品も残している。復興に力を注いだ観世音寺には、聖観世音菩薩像の厨子設計を、さらに監修ではあったが太宰府市役所の「西都大宰府」は、市役所ロビーをひと際素晴らしい空間にしている。朝堂の作品は、私的な範囲を大きく飛び越え、教育の場、信仰の場、そして公共の場へと広がっている。	
その作風は、初期にみる水の滴るような作風から、後期の作品は木が語りかけてくる言葉に執拗なほど耳を傾け、木が欲する姿を追い求める作風へと変わり、次第に抽象的な表現へと変化していく。この作風の変化は、観る者に対して楽しみを与える作品となり、ここに朝堂が木の中に棲む作家ともいわれる有縁がある。	
朝堂は、高村光雲（高村光太郎の父）、山崎朝雲と続いた日本木彫界の本道を受け継ぎ、日本における日本刀で表現される切れの鋭さと木の文化を今に伝える、いわば日本木彫界を代表する芸術家であった。この「芸術家富永朝堂」を太宰府の地に埋もれさせてしまうのは、あまりにも残念でならない。市内にある様々な作品や朝堂が生きた原点である住まい家「吐月叢」とアトリエの作品群（雪山の女、女神像など）を人々に伝え、さらに朝堂の感性を磨き上げたこの太宰府の深い歴史と自然を伝えていきたい。	

※育成する文化遺産の由来・育成活動を思い立った経緯などを簡潔に記すこと。

※地図や写真等を用いてわかりやすく記すこと。

## 様式第1号(会議会則第2条関係)

### 物語の基礎となる文化遺産リスト

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
-----------	----------

#### ●育成する文化遺産

番号	名称	所在地	所有者等
1	宮村翁勤労の姿像	太宰府市觀世音寺3丁目	学業院中学校
2	宮村講堂板額	同上	同上
3	校歌板彫	太宰府市觀世音寺3丁目	水城小学校
4	五歳の官公像	太宰府市宰府4丁目	太宰府天満宮
5	御神牛	同上	同上
6	觀世音寺聖觀世音 菩薩像の厨子設計	太宰府市觀世音寺5丁目	觀世音寺
7	西都大宰府レリーフ	太宰府市觀世音寺1丁目1番1号	太宰府市
8	アトリエの原型	太宰府市觀世音寺4丁目	個人所有
9	吐月叢	同上	同上
10	雪山の女	同上	同上
11	女神像	同上	同上
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※育成する文化遺産については、所有者・管理者名ならびにそれに同意を得ること。

文化遺産を保存活用する活動

提案市民遺産の名称	芸術家 富永朝堂
<p>○市内にある作品を通し、歴史とみどり豊かな文化のまちをこよなく愛した芸術家富永朝堂を伝えます。</p> <p>○芸術家富永朝堂の住まい家「吐月叢」で、朝堂芸術の原点を伝えます。</p>	
	
●吐月叢	●宮浦翁像【学業院中】
	

※太宰府市民遺産として守り育む主体的な取り組みをわかりやすく記述する。

## ○文化遺産情報

計画策定時に収集した文化遺産情報は、別添 CD-ROM に搭載しています。搭載情報は、隨時「太宰府市ホームページ」にて文化遺産情報として公開していきます。

なお、個人所蔵など公開できないものは、搭載ならびに公開していません。

登録番号	名称	文化遺産情報
A0001	北谷ダム	【登録番号】 A0001 【所在場所】 北谷 【名称】 北谷ダム 【通称】 — 【文化遺産情報】 山の神川の上流にあり、平成11年度に完成した。(灌漑用水補給など、既得用水の安定化、河川環境の保全をはかるため)
A0002	山の神	【登録番号】 A0002 【所在場所】 北谷 【名称】 山の神 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷区で祭られている山の神様。本来ダムの下流に祭られていたが、北谷ダム建設（昭和63年度着工）により、現在地に移された。
A0003	宝満山橋	【登録番号】 A0003 【所在場所】 北谷 【名称】 宝満山橋 【通称】 — 【文化遺産情報】 御笠川に架かる橋の最上部。「宝満山橋」(南西隅)／「昭和49年竣工」(北西隅)／「三笠川」(南東隅)／福岡営林署(北東隅)
A0004	一のイデ	【登録番号】 A0004 【所在場所】 北谷 【名称】 一のイデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷地区の高所の水田への取水口。側溝の中に水量の調整をするための大きな石（ハネ石）がある。
A0005	二のイデ	【登録番号】 A0005 【所在場所】 北谷 【名称】 二のイデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 北谷宮の下地区に流れ込む井川の取水口の一つ。
A0006	新溜池	【登録番号】 A0006 【所在場所】 北谷 【名称】 新溜池 【通称】 防火用水 【文化遺産情報】 市史の聞き取り調査では、シン堤と書かれている。「火事の時以外は絶対に使ってはならない」と言い伝えられている。
A0007	しあけ水路	【登録番号】 A0007 【所在場所】 北谷 【名称】 しあけ水路 【通称】 — 【文化遺産情報】 二のイデから地区内に流れ込む井川の途中から分かれ、谷池に入れ込む為の水路。谷池の水を使っている人達で水路の掃除を定期的に行っているとのこと。
A0008	谷池	【登録番号】 A0008 【所在場所】 北谷 【名称】 谷池 【通称】 タンノイケ 【文化遺産情報】 明和4（1767）年頃谷ノ池と農業用水路（掛け樋）が完成し出口・小畑・ロノ坪一帯の畑が水田化とされたと伝え聞く。
A0009	イデ	【登録番号】 A0009 【所在場所】 北谷 【名称】 イデ 【通称】 — 【文化遺産情報】 地名からオッゴヤ（奥小屋）のイデと言われたが、全体で言われている様でもない。田畠へ水を引く取水口。
A0010	イヤノ浦橋	【登録番号】 A0010 【所在場所】 北谷 【名称】 イヤノ浦橋 【通称】 — 【文化遺産情報】 御笠川に架かる橋。「北谷川」(南西隅)／「いやのうらばし」(北西隅)／「イヤノ浦橋」(南東隅)／「平成17年5月竣工」(北東隅)
A0011	自然石	【登録番号】 A0011 【所在場所】 北谷 【名称】 自然石 【通称】 — 【文化遺産情報】 イヤノ浦橋の右側にある自然石で、触ると祟りがあると昔から言われている。

B0015	岩屋城跡	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】岩屋城跡【通称】— 【文化遺産情報】四王寺山地南腹に築かれた戦国期の山城跡。15世紀半ばより大内氏の御笠郡代が在城する地域支配の拠点であった。16世紀半ば大友氏の支配が及ぶと高橋鑑種が城督として在城するが、主家へ反旗を翻して毛利氏と通じた。永禄12年に鑑種が降伏した後は、高橋氏の名跡を吉弘鎮種（のち紹運）が継いで城督となつた。天正14年7月、九州制圧を目指す島津軍の攻撃に対して高橋紹運は籠城して戦い、城兵と共に壮絶な討死を遂げた。現在、本丸跡に石碑、二の丸跡に紹運の墓がある。
B0015	岩屋山	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】岩屋山【通称】— 【文化遺産情報】大野山の中腹に位置する高さ281mの花崗岩質の山で、中世には山全体に岩屋城が築かれた。眼下には大宰府政庁や觀世音寺の史跡をはじめ、筑紫平野一帯を見渡せる。
B0015	鳴呼壯烈岩屋城址碑 (ああそうれついわやじょうあとひ)	【登録番号】B0015 【所在場所】太宰府【名称】鳴呼壯烈岩屋城址碑【通称】— 【文化遺産情報】岩屋城本丸跡に建てられている石碑。昭和30年に建立されたもので、裏面には「昭和三十歳己未仲秋 關治良吉直種謹書」と刻まれている。
B0016	夜泣石地蔵堂	【登録番号】B0016 【所在場所】宰府5丁目【名称】夜泣石地蔵堂【通称】— 【文化遺産情報】平たい石があり、その上に夜泣きの赤ん坊を寝かせると夜泣きがなおるといわれている。
B0017	薬師堂	【登録番号】B0017 【所在場所】三条1丁目【名称】薬師堂【通称】— 【文化遺産情報】木造トタン葺の祠内に、薬師如来（像高53cm）、地蔵菩薩（像高28cm）が祀られている。内部に戸帳断片があり、そこには「文政八乙酉年八月吉旦寄捨」「地蔵大菩薩戸張 壱具」と記されている。
B0019	恵比寿神	【登録番号】B0019 【所在場所】宰府5丁目【名称】恵比寿神【通称】— 【文化遺産情報】全高125cmを測る恵比寿さま。
B0020	原山本堂跡	【登録番号】B0020 【所在場所】三条1丁目【名称】原山本堂跡【通称】— 【文化遺産情報】第5代天台座主智証大師円珍の弟子8人が開いたと伝えられる原八坊（原山無量寺）の跡。
B0021	普賢道路修繕費寄付表 (ふげんどうろしゅうぜんひきふひょう)	【登録番号】B0021 【所在場所】三条1丁目【名称】普賢道路修繕費寄付表【通称】— 【文化遺産情報】三条普賢の道路を改修した時の寄付者の名を記した記念碑。
B0022	薬師如來堂	【登録番号】B0022 【所在場所】宰府3丁目【名称】薬師如來堂【通称】— 【文化遺産情報】木造トタン葺の祠の中に石製の薬師如來様が祀られている。
B0025	毘沙門堂	【登録番号】B0025 【所在場所】宰府3丁目【名称】毘沙門堂【通称】— 【文化遺産情報】連歌屋橋の畔にある小祠。阿弥陀三尊板碑などを集合して祀る。
B0026	水瓶山道標 (みずかめやまどうひょう)	【登録番号】B0026 【所在場所】三条1丁目【名称】水瓶山道標【通称】— 【文化遺産情報】昔雨乞いの行われた水瓶山に向かう道標。
B0027	慈母觀音（子安觀音） (じょかんのん)	【登録番号】B0027 【所在場所】三条1丁目【名称】慈母觀音（子安觀音）【通称】— 【文化遺産情報】昭和48年の水害による死亡者を供養するために建てられた慈母觀音像。

H0061	神ノ前窯跡	【登録番号】H0061 【所在場所】青葉台3丁目 【名称】神ノ前窯跡 【通称】— 【文化遺産情報】神ノ前窯跡は県道31号線沿いの西側、水城大堤の取りつく丘陵の南北斜面に存在する相向かい合う2基の窯跡。窯跡は標高46～47mの位置にあり、水城大堤側の水田面との比高は約20mほどである。太宰府市から大野城市牛領にかけて分布する牛領窯跡群の一支群として考えられ、2号窯跡では須恵器とともに瓦類の生産も兼ねている。この瓦類は九州地方最古期に位置づけることができるものである。
H0063	フケ遺跡	【登録番号】H0063 【所在場所】大佐野2丁目 【名称】フケ遺跡 【通称】— 【文化遺産情報】古墳時代後期の集落遺跡。区画整理事業に伴い埋蔵文化財調査が実施され現在は残されていない。
I0001	関屋土壘	【登録番号】I0001 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】関屋土壘 【通称】— 【文化遺産情報】特別史跡基肄城跡が所在する基山（きざん）から南東に延びる向平原丘陵、この丘陵と千塔山を結ぶのがどうれぎ土壘で、さらに東、千塔山と城山丘陵を結ぶのが関屋土壘である。名残がわずかに残されているが、国道3号線、JR鹿児島本線によって多くを失っている。
I0002	基肄城跡（椽城） (きいじょうあと)	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県基山町・筑紫野市山口) 【名称】基肄城跡（椽城） 【通称】— 【文化遺産情報】天智2（663）年の韓半島東部に比定される白村江で起こった戦いに敗れた倭（当時の日本）は、翌年に水城を、天智4（665）年に北の守りとしての大野城と、南の守りとしての基肄城を築く。大野城跡が四王寺山の山頂に造られるのに対し、基肄城は基山（きざん）の南東斜面に築かれている。
I0002	南水門（基肄城跡）	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】南水門（基肄城跡） 【通称】みなみすいもん 【文化遺産情報】大宰府の南の守りとして築かれた基肄城の南にある水門跡。現在も城内の排水施設として機能している。またこの地には、地元民による住吉宮が祀られている。平成22年度から解体修理を実施。文化年間に描かれた『基肄城 太宰府旧蹟全図 南』には石垣として描かれている。
I0002	東北門（基肄城跡）	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(佐賀県三養基郡基山町) 【名称】東北門（基肄城跡） 【通称】とうほくもん 【文化遺産情報】大宰府の南の守りとして築かれた基肄城の東北部にある門跡。現在は門礎が露出している。文化年間に描かれたとされる『太宰府旧蹟全図 南』には、この門跡に関する記載がない。
I0002	北帝門（基肄城跡） (きたみかど)	【登録番号】I0002 【所在場所】市外(筑紫野市) 【名称】北帝門（基肄城跡） 【通称】ほくていもん・きたみかどもん 【文化遺産情報】『太宰府旧蹟全図 南』には「北の御門」と記されている。同様に南の門については「南の御門」と記されており、江戸期では、「御門」と呼称認識されていたものと考えられる。



## ■使用写真・図版所蔵者一覧

### ●計画

4頁

移動図書館 古写真	個人蔵
水城関跡 筑前名勝画譜	国立公文書館
大野城太宰府旧蹟全図 北	個人蔵
水城 古写真	個人蔵

9頁

航空写真	佐賀県基山町教育委員会
------	-------------

13頁

太宰府跡礎石図	福岡県
---------	-----

17頁

阿弥陀如来坐像・四天王立像	觀世音寺
---------------	------



太宰府市民遺産活用推進計画／平成23(2011)年 太宰府市

太宰府市歴史文化基本構想

編集発行：太宰府市教育委員会文化財課

〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺1-1-1

TEL: 092-921-2121 (内線470)

FAX: 092-921-3667

E-mail: bunkazai@city.dazaifu.lg.jp

URL: <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

協力：株式会社都市環境研究所九州事務所